

平成30年度 介護支援専門員証更新のための研修概要

愛知県社会福祉協議会では、愛知県の指定を受けて、次のとおり介護支援専門員専門研修・更新研修・再研修を開催します。

◎フローチャートから確認

介護支援専門員としての実務従事状況等により受講対象となる研修が異なりますので、更新を希望される方は、フローチャートを参考に受講すべき研修をご確認のうえ、有効期間内に受講してください。

(初めての更新に必要な研修のフローチャートはコチラをクリック)

(2回目以降の更新に必要な研修のフローチャートはコチラをクリック)

(前回再研修修了者の更新に必要な研修のフローチャートはコチラをクリック)

更新に関する詳細は愛知県健康福祉部高齢福祉課のホームページをご覧ください。

http://www.pref.aichi.jp/korei/kaigohoken/caremanager/cm_koushin.html

主任介護支援専門員更新研修を介護支援専門員証の有効期間内に修了される場合は、介護支援専門員更新研修（本会実施）を受けたものとみなされます。

実施機関：シルバーサービス振興会（052-212-1685）

愛知県居宅介護支援事業者連絡協議会（052-265-6398）

介護支援専門員証の有効期間について

介護支援専門員証の更新手続きは、有効期間が満了するまでに行わなければなりませんので、ご自身で正確に把握しておいてください。

なお、有効期間が満了しますと、介護支援専門員として業務に就くことができません。

◎下表から確認 平成28年度からカリキュラムの変更に伴い、時間数が増加しています

研修名		研修受講のための要件
専門研修 (注1)		<ul style="list-style-type: none"> 愛知県で介護支援専門員の登録を行っている方 介護支援専門員として現在勤務している方
有効期限 が32年以 降の方	課程Ⅰ＋Ⅱ 88時間以上	介護支援専門員証の有効期間満了日から5年遡った期間の中で、実務従事期間が3年以上の方（継続勤務でなくても合計で可）
	課程Ⅰ 56時間以上	介護支援専門員証の有効期間満了日から5年遡った期間の中で、実務従事期間が6か月以上の方（継続勤務でなくても合計で可）
	課程Ⅱ 32時間以上	介護支援専門員証の有効期間満了日から5年遡った期間の中で、実務従事期間が3年以上の方（継続勤務でなくても合計で可）
更新研修		<ul style="list-style-type: none"> 愛知県で介護支援専門員の登録を行っている方
実務経験者 (注1) 88時間以上	<ul style="list-style-type: none"> 現在の有効期間中に、実務に従事している方 又は 従事していた経験がある方 →有効期間が平成31年1月1日～平成31年12月31日までの方が対象となります。 	
実務経験者 (注1) 32時間以上	<ul style="list-style-type: none"> 現在の有効期間中に、実務に従事している方 又は 従事していた経験がある方で課程Ⅰを修了している方 →有効期間が平成31年1月1日～平成31年12月31日までの方が対象となります。 	
実務未経験者 54時間以上	<ul style="list-style-type: none"> 現在の有効期間中に、実務に従事した経験がない方（予定も含む） →有効期間が平成31年3月25日～平成32年3月31日までの方が対象となります。 	

再研修 54 時間以上	・有効期間が満了してしまい、再度介護支援専門員証の交付を受けようとする方
----------------	--------------------------------------

(注1) 専門研修を修了した場合、更新研修(実務経験者)は免除されます。

◎受講にあたっての留意事項

1. 受講時期について

各研修は、年1回の開催です。平成30年度の研修が最後の受講機会となる場合もありますので、ご自身の専門員証の有効期間をご確認のうえ、必要な研修を受講してください。

なお、更新のための研修は、専門員証の有効期間内に、研修を修了し、愛知県庁へ更新手続きを済ませなければなりませんので、**期限切れとならないよう、早めの受講をおすすめ**します。

2. 更新が2回目以降の方に必要な研修について

1回目の更新の際に、専門研修または更新研修(実務経験者)を修了しているかどうか、また、1回目の更新後(前回の有効期間満了日以降)の実務経験があるかどうかにより、研修の内容が異なります。

※「介護支援専門員証の2回目以降の更新に必要な研修のフローチャート」を必ずご確認ください。

3. 実務経験の範囲について

(1) 介護支援専門員としての実務経験の範囲は、次の事業所または施設において、介護支援専門員として就労したものに限ります。

- ①居宅介護支援事業所
- ②介護予防支援事業所(地域包括支援センター)
- ③小規模多機能型居宅介護事業所
- ④介護老人福祉施設
- ⑤介護老人保健施設
- ⑥介護療養型医療施設
- ⑦特定施設入居者生活介護事業所
- ⑧地域密着型介護老人福祉施設
- ⑨地域密着型特定施設入居者生活介護事業所
- ⑩認知証対応型共同生活介護事業所

ただし、上記の事業所または施設で就労していたとしても、単に、要介護認定のための調査業務のみを行っていた場合や利用者・サービス提供事業者との連絡調整を補助的に行うのみで、サービス計画の作成を行っていなかった場合は、実務経験としては認められません。

また、指定居宅介護支援事業所においては、基準上、常勤専従の管理者を置くこととなっており、当該管理者については、実務経験があると認められます。

(2) 地域包括支援センターに配置されている保健師・社会福祉士等についても予防プランの作成を行っていれば、実務経験があると認められます。

いずれの場合も、介護支援専門員証の発行日からの実務従事期間のみが対象になります。

※平成28年度からカリキュラムが変更されています。それに伴い、内容・時間数が平成27年度以前と異なります。研修のご案内等でご確認ください。

◎ お問い合わせ先・申し込み先(土・日及び祝休日を除く)

社会福祉法人愛知県社会福祉協議会 福祉人材センター

〒461-0011 名古屋市東区白壁 1-50 電話(052)212-5516 FAX(052)212-5518